

公 告

下記のとおり一般競争入札を実施する。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 秋田第二合同庁舎電気需給契約
- (2) 購入物品 秋田第二合同庁舎で使用する電気
- (3) 予定数量 予定契約電力：87キロワット（12か月の平均・仕様書別紙のとおり）
予定使用電力量：311,600キロワット時
- (4) 契約期間 平成30年12月1日から平成31年11月30日まで
- (5) 需要場所 秋田市山王七丁目1番4号 秋田第二合同庁舎

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成28・29・30年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において次のとおり格付けされ、東北地域の資格を有する者であること。
（資格の種類） 物品の販売 （営業品目） その他 （等級） A・B・C
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (5) 次の事項に該当することにより、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
 - ① 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反すること。
 - ② 同担当官が行った入札の落札者となりながら、正当な理由がなく契約を締結しなかったこと。
 - ③ 同担当官が行った入札に際して不正又は不誠実な行為をしたこと。
 - ④ 経営の状況又は信用度が極度に悪化し、適正な契約の履行が確保されないと認められること。
- (6) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 省CO2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (8) 本件入札に関する説明を受けた者であること。なお、郵送による入札を希望する申し出があった場合は、関係書類を当所より簡易書留で郵送することとし、入札参加希望者への到着を当所において確認（インターネットによる追跡調査）したことをもって閲覧したものとみなす。ただし、その申し出があった場合でも、持参による入札を妨げない。
- (9) 下記3. (2) に示す入札参加申込みを行い、その審査に合格した者であること。

3. 契約条項及び入札参加申込みを示す場所及び期間

- (1) 仕様書、契約書（案）、入札説明書等は次の場所で閲覧させる。ただし、郵送による入札を希望する申し出があった場合は関係書類を郵送する。
場 所 秋田市山王七丁目1番4号 秋田第二合同庁舎1階 合同庁舎管理室
期 間 平成30年11月5日（月）17時00分まで
8時30分から12時00分及び13時00分から17時00分
ただし、土曜日、日曜日及び休日等の閉庁日を除く
- (2) 入札参加申込み
入札参加を希望する者は、「入札参加申込書」に必要な証明書等を添付のうえ、上記3. (1) の場所及び期限までに提出すること。

4. 競争入札執行の日時及び場所

- 日 時 平成30年11月6日（火）10時00分
場 所 秋田第二合同庁舎3階 第2会議室

5. 入札方法

- (1) 持参又は郵送による入札を受付する。
 - ① 持参による入札の場合、入札書は上記4. の日時及び場所において入札執行官の指示に基づき提出するものとする。
 - ② 郵送による入札の場合、入札書は下記6. の受領期限及び場所まで提出するものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 郵送による入札書の受領期限及び受付場所

- 期 限 平成30年11月5日(月) 17時00分まで【必着】
場 所 〒010-0951 秋田県秋田市山王七丁目1番4号 秋田第二合同庁舎1階
東北財務局秋田財務事務所総務課 合同庁舎管理係
※1. 土曜日、日曜日及び休日等の閉庁日は受付を行わない。
※2. 上記受領期限を過ぎた入札は無効となる。

7. 入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

8. 入札の無効

競争入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書等で示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 契約書の作成

契約書の作成を要する。

10. 質疑応答

質問書の提出方法及び回答方法は入札説明書による。

以上公告する。

平成30年10月5日

分任支出負担行為担当官
東北財務局秋田財務事務所長 菊地 渉